

## 入院時の食費・光熱水費の基準の見直し

### 入院時の食費・光熱水費の基準の見直し

- 入院時の食費の基準については、令和6年6月から1食当たり30円、令和7年4月から1食当たり20円の引上げを行ったが、令和7年4月以降も食材費等が上昇していることを踏まえ、**1食当たり40円引き上げる。**

※ 令和8年6月1日施行。令和7年度の食材費等の上昇に対しては、別途、令和7年度補正予算「重点支援地方交付金」による支援も活用可能。

		現行		改定後
自己負担 (1食当たり)	総額 (1食当たり)	690円	+40円 →	<b>730円</b>
	一般所得者の場合	510円	+40円 →	<b>550円</b>
	住民税非課税世帯の場合	240円	+30円 →	<b>270円</b>
	住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	+20円 →	<b>130円</b>

- 近年の光熱水費の上昇等を踏まえ、入院時の光熱水費の基準（対象は療養病床に入院する65歳以上の者）を**1日当たり60円引き上げる。**

※ 令和8年6月1日施行。

		現行		改定後
	総額 (1日当たり)	398円	+60円 →	<b>458円</b>
	自己負担 (1日当たり)	370円	+60円 →	<b>430円</b>

※ 指定難病患者等については、自己負担はなく、据え置き。